



市県民税が 大きく変わります

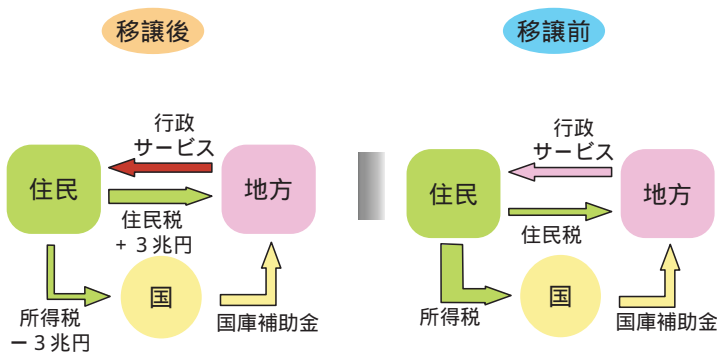
地方自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた「三位一体改革」。その一環として、国の所得税から地方の市県民税への税源移譲が行われます。

この税源移譲に伴い、みなさんが納めている市県民税が平成19年度分から大きく変わります。



どうして変わるの？

現在、地方自治体(市町村や県)は、国が集めた財源の中から交付される補助金などを受けて行政サービスを行っています。しかし、この補助金は、地方自治体がい道を定めることができません。そこで、地方自治体が自主的に財源の確保を行い、住民に必要な行政サービスを効率よく提供するため、所得税の割合を減らし、市県民税の割合を増やす「税源移譲」を行うことになりました。



どう変わるの？

税率が一律10%になります

市県民税の税率は、これまでは所得に応じて3段階になっていましたが、平成19年度からは、所得額にかかわらず一律10%になります。これに伴い、国が集める所得税の税率も変更されます。

【市県民税】平成19年度分から

課税所得	税率
一律	10%

【市県民税】平成18年度分まで

課税所得	税率
200万円以下	5%
200万円超 700万円以下	10%
700万円超	13%

【所得税】平成19年分から

課税所得	税率
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	23%
900万円超 1800万円以下	33%
1800万円超	40%

【所得税】平成18年分まで

課税所得	税率
330万円以下	10%
330万円超 900万円以下	20%
900万円超 1800万円以下	30%
1800万円超	37%

税負担は変わりません

市県民税が増えても、税率変更によって所得税が減ります。また、市県民税と所得税の人的控除の差による負担増を調整するため、状況に応じて市県民税の減額措置がとられます。これらの措置により、税源移譲前と移譲後の「所得税+市県民税」の納税者の負担は変わりません。

景気回復対策だった定率減税措置の廃止や収入の増減など、別の要因によって実際の負担額は変わります。

定率減税が廃止されます

景気対策のために、平成11年度から暫定的な軽減措置として導入されていた「定率減税」が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

【市県民税】

平成18年度分は、税額の7.5%（上限2万円）が税額から控除されますが、平成19年度からは廃止されます。

【所得税】

平成18年分は、税額の10%（上限12万5000円）が税額から控除されますが、平成19年1月からは廃止されます。